

令和8年度 地区社協活動助成金等交付要件（案）

●はじめに

本助成金は、公的な福祉サービスでは対応できない様々な生活課題や福祉ニーズを解決するため、近隣住民による支えあい活動等、地域福祉の推進を実践していくために交付するものです。

各要件は、条件を満たした場合に交付するものであり、必ずしも当該活動において交付金額の範囲内で実施しなければならないものではありません。

助成金を含めた財源で予算を編成し、必要な活動に充当していただきたいと考えます。

●助成金の財源

本助成金の財源は、公費（市補助金）、社協住民会費、共同募金配分金から成り立っています。継続して地域福祉活動を支援していくためには、これまでどおり住民の皆さまの会費や募金の財源が必要不可欠となります。財源の確保についてもご協力をお願いします。

●助成金の申請及び精算

基本事業費を除いた全ての活動費は、各地区の活動計画に基づき交付します。そのため、該当する活動に取り組む場合に申請することができます。

なお、交付を受けた活動が当該年度中において実施に至らなかった場合は精算となります。

●助成金の仮払い

本助成金の仮払いを希望する地区においては、仮払金交付申請書の提出をもって、基本事業費の2分の1を上限に仮払いを行います。

●ふるさと運動補助金との関係

ふるさと協議会に対して市が交付する補助金と地区社協に対して市社協が交付する助成金を上手に活用していただきたいと考えます。

ただし、同一の事業や活動に対しては重複して交付ができませんので、市補助金を受ける事業や活動については交付対象外となります。

● 目 次

1	基本事業費	P. 1
	地域別交付額	P. 2
2	地域別計画推進費	P. 3
3	広報・PR活動費	P. 3
4	相談・見守り活動費	P. 4
5	人材育成費	P. 5
6	新規活動費	P. 6
7	サロン等活動費	P. 7
8	町会等サロン活動支援費	P. 8
9	ボランティア団体サロン活動支援費	P. 9
10	連携活動推進費	P. 10

1 基本事業費

(1) 概要

基本事業費とは、地域福祉の推進を目的に、地域の支えあいや助けあいの仕組みづくりを展開していくための経費として交付するもの。

(2) 交付金額

基礎額と人口規模による金額を合わせた額を交付金額とする。

※基礎額（一律 300,000 円）

※人口規模による増額（下記の表を参照）

注）人口は前年度 10 月 1 日現在で柏市が発表する人口を基本に市社協が独自に算出する。（予定）

●人口規模による金額表

No.	人口	人口加算
1	5,000人未満	20,000
2	5,000人～5,999人	50,000
3	6,000人～6,999人	80,000
4	7,000人～7,999人	110,000
5	8,000人～8,999人	140,000
6	9,000人～9,999人	170,000
7	10,000人～10,999人	200,000
8	11,000人～11,999人	230,000
9	12,000人～12,999人	260,000
10	13,000人～13,999人	290,000
11	14,000人～14,999人	320,000
12	15,000人～15,999人	350,000
13	16,000人～16,999人	380,000
14	17,000人～17,999人	410,000
15	18,000人～18,999人	440,000
16	19,000人～19,999人	470,000

No.	人口	人口加算
17	20,000人～20,999人	495,000
18	21,000人～21,999人	520,000
19	22,000人～22,999人	545,000
20	23,000人～23,999人	570,000
21	24,000人～24,999人	595,000
22	25,000人～25,999人	620,000
23	26,000人～26,999人	645,000
24	27,000人～27,999人	670,000
25	28,000人～28,999人	695,000
26	29,000人～29,999人	720,000
27	30,000人～30,999人	745,000
28	31,000人～31,999人	770,000
29	32,000人～32,999人	795,000
30	33,000人～33,999人	820,000
31	34,000人～34,999人	845,000
32	35,000人～35,999人	870,000

No.	人口	人口加算
33	36,000人～36,999人	895,000
34	37,000人～37,999人	920,000
35	38,000人～38,999人	945,000
36	39,000人～39,999人	970,000
37	40,000人～40,999人	995,000
38	41,000人～41,999人	1,020,000
39	42,000人～42,999人	1,045,000
40	43,000人～43,999人	1,070,000
41	44,000人～44,999人	1,095,000
42	45,000人～49,999人	1,120,000
43	50,000人～54,999人	1,145,000

* 千円未満は切り捨てとする。

2 地域別計画推進費

(1) 概要

第5期地域別計画の達成に向けて活動を展開していくための経費として交付するもの。推進にあたっては、地域別計画の目標に沿ってテーマを設定し、テーマに応じた意見交換会や会議、勉強会等を展開していくこと。

また、内容によって、支えあい会議等と連携して実施することも可能。

(2) 交付条件

地域別計画達成に向けた意見交換会や会議、勉強会等を年1回以上開催すること。

(3) 交付金額

50,000円以内／1地区

3 広報・PR活動費

(1) 概要

地区社協活動を広く住民にPRするための経費として交付するもの。

(2) 交付条件

広報紙又はホームページ等による福祉活動（地区社協活動）のPR

(3) 交付金額

①広報紙の発行

50,000円以内／1回発行

②ホームページ等による情報配信

50,000円以内／1年

※①、②を合わせ上限150,000円以内

4 相談・見守り活動費

(1) 概要

概ね、コミュニティエリアを対象に、地区社協または専門機関との連携・協働による窓口の設置や住民主体の見守り活動を通して相談支援活動を実施している場合に交付するもの。

(2) 交付条件

① 相談窓口の設置

月に1回以上、相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら解決につなげていること

② 見守り活動

福祉委員や見守りサポーター等による体制（担当エリアが定まっている）が整備できており、日常的な見守り活動（月に1回程度）を行っていること。ただし、民生委員としての活動は対象外。

(3) 交付金額

① 相談窓口設置・・・20,000円以内／1地区

② 見守り活動・・・20,000円以内／1地区

※①と②を両方申請することも可能

5 人材育成費

(1) 概要

新たな人材の確保や育成に取り組むための経費として、下記の5項目を地区社協が実施する場合に交付するもの。

(2) 交付条件

①一般公開講座

一般住民を対象とし、地域に合わせた講座を実施するもの。

実施例) 障害の理解に関する出前講座、フレイル予防教室 など

②担い手確保

一般住民を対象とし、担い手確保につながる講座等を実施するもの。

実施例) 初めてのボランティア講座、地域デビュー講座 など

③福祉教育

児童や生徒等を対象とし、福祉教育につながる講座や事業を実施するもの。

実施例) 子ども福祉体験、夏休み体験学習、学校との世代間交流 など

④スキルアップ

地域活動者を対象とし、地域活動に活かせるような講座等を実施するもの。

ただし、視察研修は対象外とする。

実施例) サロンボランティア・訪問活動の担い手向け研修会 など

⑤ネットワーク

地域活動者を対象とし、活動者および地域関係者等の繋がりを構築するために実施するもの。

実施例) サロン代表者会議、訪問活動のコーディネーター会議 など

(3) 交付金額

30,000円以内／1項目

※上限150,000円とする(5項目×30,000円)

6 新規活動費

(1) 概要

地区社協が主催する活動で、当該年度中に新規で立ち上げる活動（準備期間を含む）で、概ね月に1回以上実施する場合に交付する。

(2) 交付条件

地区社協が主催する活動で、相談・見守り活動、サロン等活動であること

※1活動に対して1回の交付とする

※「4 相談・見守り活動費」、「7 サロン等活動費」、「8 町会等サロン活動支援費」、「9 ボランティア団体サロン活動支援費」と併用しての申請はできません。

(3) 交付金額

30,000 円以内／1活動

7 サロン等活動費

(1) 概要

地区社協が主催する、ふれあいサロン、子育てサロン、ふれあい喫茶(カフェ)、ふれあい給食会等の活動費として交付するもの。

(2) 交付条件

ふれあいサロンとは、地域を拠点に住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく仲間づくりの活動。

誰もが気軽に出かけておしゃべりや、仲間づくりをすることにより、地域でいきいきと元気に暮らせることを目指すもの。

※下記の条件の全てに該当する活動であること

- ・ 特定の参加者に限定しない活動
- ・ 年齢、障害の有無、居住地に関わらず、参加者を快く受け入れる活動
- ・ 地域住民へ幅広く周知を実施。※活動マップへ掲載は必須
- ・ 参加者同士の会話(コミュニケーション)を中心としたふれあい活動であり、安否確認や困りごとの発見につながる活動
- ・ 地域包括支援センター等の専門機関に情報提供することが可能な活動

※交付対象にならない活動例

- ・ 市主催活動や老人会、老人クラブの活動
- ・ 制度ボランティアとしての活動
- ・ スポーツ、体操、芸術、文化等を主たる目的とする活動
- ・ サークル的な活動(同好会等)
- ・ 慰問活動、訪問見守り活動

(3) 交付金額

- ・ 年間6回以上11回未満・・・20,000円以内／1活動
- ・ 年間11回以上・・・・・・・・・・30,000円以内／1活動

※開催回数は、準備および定例会を除く。

※祝日や天候等により開催回数が増減する可能性も考慮して、開催回数を設定してください。

8 町会等サロン活動支援費

(1) 概要

概ね町会・自治会・区等を対象とし、地区社協が主催する活動以外で、地区社協がサロン活動を支援するために交付するもの。

但し、実際に地区社協がサロン活動を行う団体を支援するために必要な金額を申請することとし、他の地区社協事業に充当ができないものとする。

(2) 交付条件

- ・「7 サロン等活動費」の交付条件に準ずるものとし、サロン等活動費の条件に該当する活動であること
- ・主としてサロン活動を行う団体であること

(3) 交付金額

- ・年間 6 回以上 11 回未満・・・20,000 円以内／1 活動
- ・年間 11 回以上・・・・・・・・・・30,000 円以内／1 活動

※開催回数は、準備および定例会を除く

※祝日や天候等により開催回数が減少する可能性も考慮して、開催回数を設定してください

9 ボランティア団体サロン活動支援費

(1) 概要

概ねコミュニティエリアを対象として、地区社協が主催する活動以外で、地区社協がサロン活動を支援するために交付するもの。

但し、実際に地区社協がボランティア団体を支援するために必要な金額を申請することとし、他の地区社協事業に充当ができないものとする。

(2) 交付条件

- ・「7 サロン等活動費」の交付条件に準ずるものとし、サロン等活動費の条件に該当する活動であること
- ・主としてサロン活動を行う団体であること

(3) 交付金額

- ・年間 6 回以上 11 回未満・・・20,000 円以内／1 活動
- ・年間 11 回以上・・・・・・・・・・30,000 円以内／1 活動

※開催回数は、準備および定例会を除く

※祝日や天候等により開催回数が減少する可能性も考慮して、開催回数を設定してください

10 連携活動推進費

(1) 概要

多様な個人・団体等の参画・活躍による地域福祉活動を広めていくため、地区社協と連携して実施する福祉活動に対し交付するもの。

(2) 交付条件

次の条件の全てを満たすこと。

- ① ふる協・地区社協構成員以外の個人及び団体と連携して実施する活動であること。(助成のみの連携は不可)
- ② サロン等活動費など他の地区社協助成金に該当しない活動であること。
- ③ 連携する個人や団体が他の補助・助成を受けている場合は、その費用と重複せず、区分ができていないこと。
- ④ 連携団体等の会員のみを対象とする活動は対象外とする。
- ⑤ その他、体操など、数多くある中で特定の団体と連携する場合には、その目的や理由などをできるだけ明確にすること。

(3) 交付金額

(1) 30,000 円以内／1 事業

(2) 上限額 (人口規模による)

	人口	事業数上限
1	15,000 人未満	1 事業
2	15,000 人以上 30,000 人未満	2 事業
3	30,000 人以上 45,000 人未満	3 事業
4	45,000 人以上	4 事業

(4) 具体例

- ・子育てサークルと連携し、育児用品の物々交換会を開催
- ・不登校支援を行っている個人と連携し、地区社協が広報・啓発をサポート。
- ・中高生が取り組むイベントを地区社協が連携し、応援
- ・外国人の支援に取り組んでいるサークルや団体等と地区社協が連携し、イベントや広報、啓発をサポート

(5) その他

- ・申請時に連携する団体名を記入する。